外資等規制による経済安全保障の在り方に 関する検討課題について

令和6年4月24日 事務局

検討課題1-1 現在のNTT法上の外資等規制の趣旨や保護法益について、どう考えるか。

検討の視点

- NTTの線路敷設基盤・設備の位置付け
- 我が国を代表する基幹的電気通信事業者としてNTTが担う役割、他事業者による代替可能性
- 経済安全保障の重要性の高まり、外国の影響力から経営の自主性を確保する必要性 等

検討課題1-2 NTTに対する個別審査と総量規制の在り方について、どう考えるか。

● NTTに対する総量規制が必要、有効なのか。事業活動の自由や投資の自由とのバランスについて、 どう考えるか。

検討の視点

- 会社の最高意思決定機関である株主総会の構成員 (議決権) を規律することの効果
- 総量規制の遵守コストやNTTの事業活動の自由に与える影響
- ・ 総量規制が外国人投資家の投資行動に与える影響 等
- 個別審査の強化により総量規制を代替することは可能なのか。

検討の視点

- 外為法とNTT法の目的と手段の差異
- 個別審査の強化の課題(市場へのインパクト、国際約束との整合性等) 等

検討課題1-3 NTTに対する外国人役員規制の更なる緩和や撤廃について、どう考えるか。

検討の視点

- 会社の業務執行の決定機関である取締役会の構成員を規律することの効果
- 外国人役員規制がNTTの事業活動の自由に与える影響
- 今般のNTTに対する外国人役員規制の緩和による効果・影響 等

NTT以外の主要事業者に対する規制の在り方について

検討課題2 NTT以外の主要事業者に対する規制について、どう考えるか

● NTTに対する総量規制や外国人役員規制が引き続き必要と考える場合、NTT以外の主要な電気通信事業者にこれらの規制を課すことについて、どう考えるか。

検討の視点

- NTTとNTT以外の主要事業者が担う役割の異同
- 外為法や経済安全保障推進法等による対応状況
- 他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響
- 海外から人材・資金を呼び込む対日投資促進政策への影響
- 資金調達や人材確保面での経営への影響や既存株主の権利保護
- 国際的な規制動向や国際約束との整合性 等
- 主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化の提案について、どう考えるか。

「例①:外為法において「コアofコア企業」の事前届出免除を撤廃

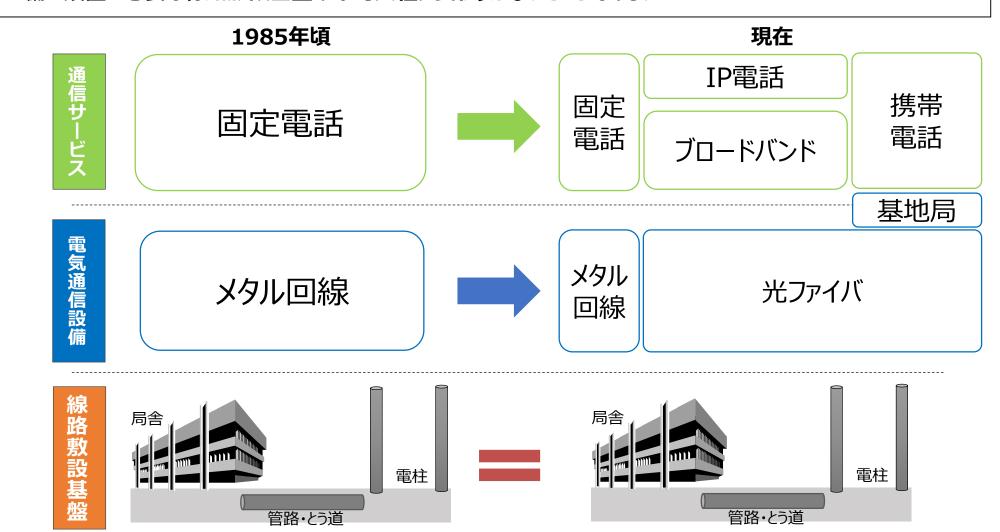
例②:外為法の運用において外資総量が一定以上となる場合に厳しい投資スクリーニングを実施

例③:電気通信事業法において外資総量が一定以上となる場合に公益審査を実施(米国通信法で同様の制度あり)

検討の視点

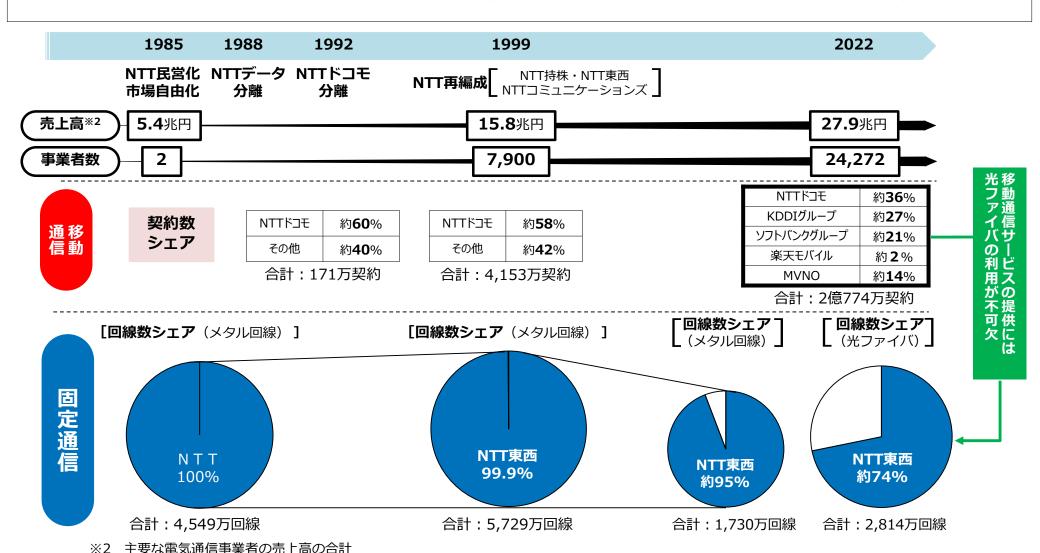
- 情報の保護の観点と個別投資審査の強化との関係
- 海外から人材・資金を呼び込む対日投資促進政策への影響
- 我が国の株式市場へのインパクト(機動的な株式売買への影響)
- 国際的な規制動向や国際約束との整合性 等

- 1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心であったが、**通信サービス**では、**IP電話・ブロードバンドや携帯電話に、電気通信設備**では、**光ファイバや携帯網にその中心が変化**している。
- このように、通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は、技術の進展等により変化する一方、電気通信設備の設置に必要な**線路敷設基盤の不可欠性に変わりはない**ところである。



固定通信市場と移動通信市場の動向

- ▶ 固定通信市場では、IP化・ブロードバンド化の進展の中でも、NTT東西の回線シェアが依然として高い。
- ▶ 移動通信市場は市場拡大に伴い、MVNO^{※1}(仮想移動体通信事業者)を含む多様なプレーヤーによる競争が進展。
 - ※1 MNO(電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者)から通信回線を借り受ける等して、移動通信サービスを提供する事業者。



■ NTT持株・NTT東西について、NTT法の目的達成のため、業務範囲を規定。

- (1) (持株) <u>基盤的技術の研究、NTT東西への株主権行使や助言・あっせん 等</u>
- (2) (東西) 地域 (県内) 電気通信業務等

責務

- NTT持株・NTT東西について、適正かつ効率的な経営への配意に加え、以下2点の責務あり。
- (3) 電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保
- (4) 電気通信技術に関する研究の推進及び成果の普及

担保措置

- 上記業務の遂行や責務の履行のため、NTT法上、以下の担保措置を規定。
- (5) 株式保有義務:政府によるNTT持株の1/3以上、NTT持株によるNTT東西の総数
- (6) 新株募集等:総務大臣の認可
- (7) **外資等規制**: 外国人等の議決権割合は1/3未満(NTT持株のみ)、外国人取締役等の禁止
- (8) 取締役等の選解任:総務大臣の認可 (NTT持株のみ)
- (9) **定款変更・合併等・剰余金処分**:総務大臣の認可(NTT東西の剰余金処分は除く)
- (10) **事業計画**:総務大臣の認可
- (11) **財務諸表**:総務大臣への提出
- (12) **重要な電気通信設備の譲渡等**:総務大臣の認可 (NTT東西のみ)

日本の電気通信市場における外資等規制

- 電気通信事業法における外資等規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は一般法である外為法により規律されている。
- NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT持株について「出資規制」、NTT持株・東西について「外国人役員規制」を設けている。
- NTT持株の外資比率は、25.6% (2022年12月末)。最近5年間は、約20%で推移。

電気通信事業法

● 外資等規制なし

NTT法

出資規制

外国人等の議決権割合を、NTT持株の 株式全体の3分の1未満と定めている

外国人役員規制

また、日本国籍を有しない人は、NTT持株、 NTT東西の役員になることができない

外為法

- 外国投資家が、通信事業を営む上場会社(子会社が指定業種を営む場合を含む)の株式を1%以上取得する場合、原則、事前届出が必要。
- ただし、10%未満の株式取得については、一定の基準 (免除基準及び上乗せ基準)を遵守すれば、事後報 告で実施可能。

■ 免除基準

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- 指定業種(通信事業が該当)に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に 自ら提案しない
- 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

■ 上乗せ基準

- コア業種(通信事業が該当)に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動 を求めて書面で提案を行わない

会社法上の出資比率と法的効果

出資比率	法的効果
1%以上	会社法上の少数株主権(例:株主提案権、総会検査役の選任請求権)の行使を通じ、企業経営への一定の関与が可能
3%以上	会社法上の少数株主権(例:役員の解任請求権、臨時総会の招集請求権、業務検査役の選任請求権、帳簿閲覧権)の行使を通じ、企業経営への一定の関与が可能
10%以上	会社法上の少数株主権(例:会社の解散請求権)の行使を通じ、企業経営への一定の関与が可能
6分の1以上	会社法上の簡易事業譲受(譲受の対価が会社の純資産の5分の1以下となる譲受)が阻止可能
3分の1超	会社法上の特別決議案の否決を通じ、相当程度の経営支配が可能 【特別決議事項の例】 ・譲渡制限株式の買取(会社法第309条第1号) ・特定株主からの自己株式の取得(会社法第309条第2号) ・全部取得条項付種類株式の取得(会社法第309条第3号) ・株式の併合(会社法第309条第4号) ・募集株式・募集新株予約権の発行における募集事項の決定(会社法第309条第5号) ・累積投票に基づく取締役・監査役の解任(会社法第309条第7号) ・資本金の額の減少(会社法第309条第9号) ・定款変更(会社法第309条第11号) ・事業譲渡(会社法第309条第11号) ・解散(会社法第309条第11号) ・合併、分割(会社法第309条第12号) ・株式交換、株式移転(会社法第309条第12号)

NTT法と外為法の外資規制の比較

	NTT法	外為法
規律の概要	総量規制 (外国人等の議決権割合を 3分の1未満に制限	個別投資審査 (外国投資家による1%以上の株式又は議決権 の取得等を原則事前届出により個別審査
外資の判断基準	国籍要件 〔全ての外国人が規制対象〕	居住要件 (日本に居住する外国人は規制対象外)
規制の名宛人	NTT持株	外国投資家
外資制限の担保方法	名義書換拒否 外国人等議決権割合が3分の1以上と なるときは、株式を取得した外国人等からの 株主名簿の名義書換請求に応じてはならない	変更・中止の 勧告・命令
行政による審査・ モニタリング	なし ※必要に応じて報告徴収は可能	あり (財務大臣・事業所管大臣が事前審査) 投資実行後もモニタリング
違反時の制裁措置	罰則 (名義書換拒否に違反した場合)	措置命令 (株式売却等) (無届等の場合、勧告・命令に違反した場合等) 罰則 (無届等の場合、命令・措置命令に違反した場合等)
投資家への影響	・閾値以上の株式は 議決権行使不可 (配当は 支払われる) ※外国人等が不測の損害を被ることのないようにするため、 外国人等議決権割合の公告制度が設けられている	・届出から原則30日間の審査期間中は取引禁止 ※審査期間の短縮、事前届出免除制度あり ・変更・中止の勧告・命令がなされた場合は投資 内容を変更または投資自体が不可

(参考) 放送事業者の外資規制(総量規制)では、令和3年に明らかになった外資規制違反事案を受け、令和4年に放送法・電波法が改正され、 外資比率及び外資規制の遵守のために講じた措置の実施状況等の報告義務が設けられている。

基準日

証券保管振替機構からNTTに全ての株主情報を通知

NTTによる判定(外国人等議決権が3分の1以上の場合)

基準日の名簿に 基づく株式名簿 確定処理 (判定) NTTによる株主名簿への記載等 その① 【記載·記録優先株の記載等】

基準日前の株式数と、証券保管振替機構から通知された株式数とのいずれか少ない方を記載・記録

外国人等議決権割合が 3分の1未満になる場合 NTTによる株主名簿への記載等 その② 【按分】

② ①で記載・記録されなかった数に応じて按分し、 特定の上、記載・記録 NTTによる株主名簿への記載等 その② 【按分】

①で記載・記録された数に応じて按分し、 特定の上、記載・記録

NTTによる株主名簿への記載等その③ 【抽選】

③ ②の按分後、残余の株式は抽選し、特定の上、記載・記録

NTTによる株主名簿への記載等その③ 【抽選】

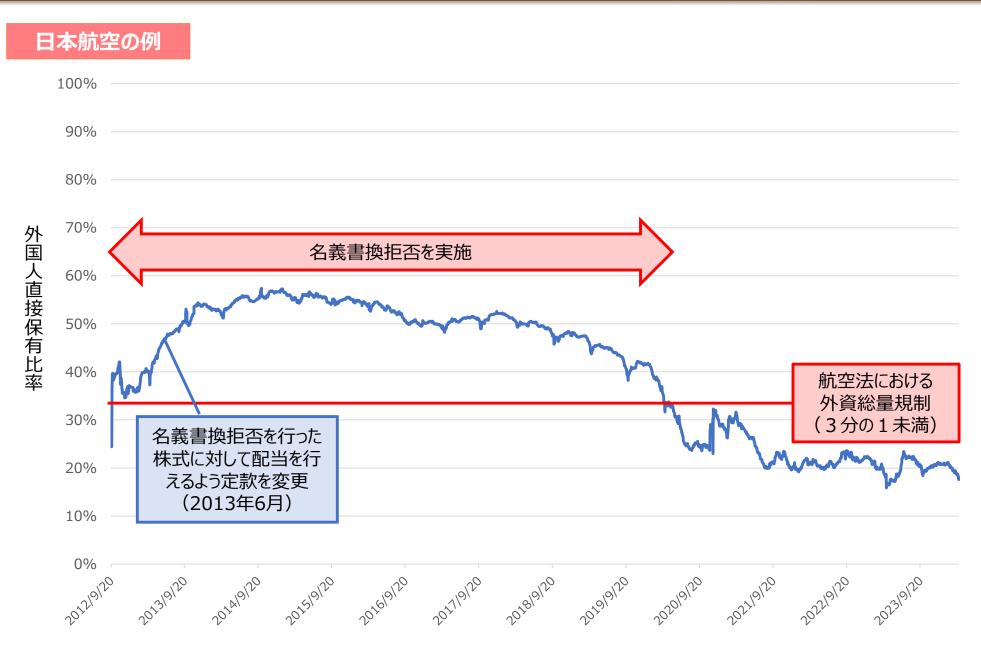
②の按分後、残余の株式は抽選し、特定の上、記載・記録

株式名簿への 記載

特定された外国人等株式をNTTの株主名簿へ記載・記録

※判定の結果、記録等しなかった外国人等株式は名義書換拒否

※ 書換拒否された外国人等株式は、NTTの株主名簿に記載されないこととなるため、株主としての権利なし。 ただし、配当については、定款に基づき、交付することとしている。



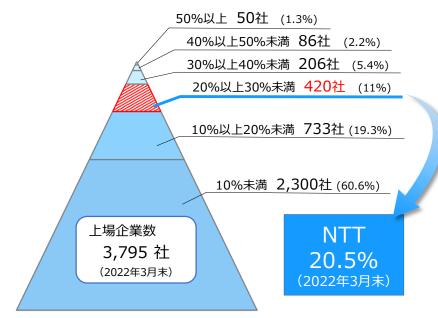
【出典】証券保管振替機構外国人保有制限銘柄期中公表等を基に総務省作成

主要な電気通信事業者の外資比率

<主要な電気通信事業者の外国人保有比率>

企業名	外資比率	外資の大株主*(上位2~3者)	主要株主※
NTT持株 (2023/9/30)	19.5%	 JP MORGAN CHASE BANK 385632 : 1.63% Moxley and Co. LLC : 1.06% STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 : 0.79% 	①財務大臣:34.30% ②日本マスタートラスト信託銀 行:11.23%
KDDI (2023/9/30)	26.4%	 STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 : 1.55% SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT : 1.05% JP MORGAN CHASE BANK 385781 : 1.05% 	①日本マスタートラスト信託銀 行:16.37% ②京セラ:16.00%
ソフトバンク (2023/9/30)	16.4%	 STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 : 1.39% JP MORGAN CHASE BANK 385781 : 0.79% SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT : 0.59% 	①切がかかかかいかがい: 40.47% ②日本マスタートラスト信託銀行: 10.24%
楽天グループ (2023/6/30)	30.3%	MSIP CLIENT SECURITIES: 3.04% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL: 2.38%	①クリムゾングループ: 10.59% ②三木谷 浩史: 8.25%

<外国法人等株式保有比率(2021年度)>



出典:東京商工リサーチのHPを参考に総務省作成

<NTT持株の外国人議決権比率*の推移>



※自己株式を控除して計算

情報通信審議会 第一次答申に基づく外国人役員規制の緩和

● NTTは旺盛な海外需要に対応する取組を進めており、特にNTTのIOWN構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我 が国の情報通信産業全体の国際競争力飛躍の契機。NTTの研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション 促進を法制度面から支援することが重要であるため、NTT法の関係規律を検討し、「速やかに実施すべき事項」を整理。

速やかに実施すべき事項

■ 研究の推進責務

【趣旨】優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに技術発展のけん引的役割を担わせる。

現状·

課

- NTTの基礎・基盤的研究の役割は今後も重要
- 事業ニーズを把握するNTTの経営判断で研究内容を決めることが最も効果的
- NTTは、責務の有無にかかわらず、研究推進に積極的に取り組む考えを表明





(NTTの基礎・基盤的研究の取組状況は継続的に検証していくことが適当)

■ 研究成果の普及責務 【趣旨】NTTの研究成果独占は不適当であり、NTT仕様の特注設備等についての公正な情報開示が必要

現状

課

題

- 独占的な成果開示を求める海外パートナーとの国際共同研究に支障
- 経済安全保障の観点から技術流出の問題
- 汎用品が利用され、NTTの成果独占による公正競争上の懸念が低下



研究成果の普及責務の撤廃

(研究成果の原則開示の運用については、 12/22の委員会に見直しの考え方が報告)

■ 外国人役員規制

【趣旨】NTTの安全確保に対する役割に鑑み、経営の自主性を確保(外国人役員は一切認められていない)

現状

- グローバルかつ多様な観点での経営による**国際展開の更なる強化**
- ●一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、会社経営を安定化
- ●他の特殊会社で外国人役員を一切認めない規制を課している例がない

<制度見直し>

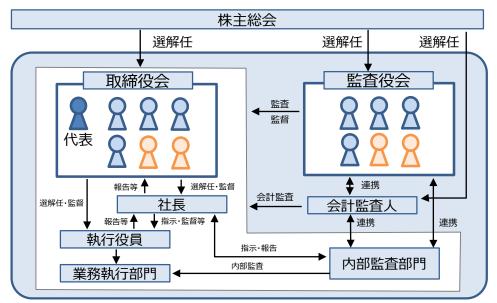
外国人役員規制の緩和

(他例を参考に、一切禁止から、「代表者でないことと「役員の3分の1未満1人の緩和が適当。)

※ 総務省においては、その他早急に見直すべき事項として、必要な措置(NTTの社名変更、NTT持株の剰余金処分の認可の撤廃、役員選解任の認可の緩和)を 速やかに講じることが適当。

取締役会の権限等(会社法第362条等)

- ・ 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- ・ 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 取締役会設置会社の業務執行の決定※1
 - ② 取締役の職務の執行の監督
 - ③ 代表取締役の選定及び解職※2
 - ※1 以下の事項に係る決定は、取締役に委任できない。
 - ▶ 重要な財産の処分及び譲受け
 - ▶ 多額の借財
 - ▶ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - ▶ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 等
 - ※2 取締役会の中から代表取締役を選定する。
- ・ **取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって 行う**。 ※特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。



A 社内取締役・ 社内監査役



取締役の権限等(会社法第348条等)

- ・ 取締役は、株式会社※の業務を執行する。
 - ※取締役会設置会社の場合は、代表取締役及び 取締役会の決議により選定された取締役が業務を執行する。
- ・ 取締役が二人以上ある場合※には、株式会社の業務は、定款 に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定 する。
 - ※取締役会設置会社の場合は、取締役は、三人以上でなければならないとされている。
- ・ 以下の事項に係る決定は各取締役に委任できない。
 - ▶ 支配人の選任及び解任
 - ▶ 支店の設置、移転及び廃止
 - ▶ 株主総会を招集に係る決定 等
- ・ <u>取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度の</u> うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

代表取締役の権限等(会社法第349条)

- ・取締役は、株式会社を代表する。
 - ※代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、当該者が代表する。
- 取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会 社を代表する。
- ・ 株式会社*は定款等の定めに基づく取締役の互選又は株主 総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めるこ とができる。
 - ※取締役会設置会社の場合は、取締役会が、取締役会の中から代表取締役を選定する。
- ・ <u>代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又</u> は裁判外の行為をする権限を有する。
- ・ 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

主な国際約束におけるNTTに係る外資規制に関する留保等

国際約束における外資規制の留保内容

GATS(WTO協定)	我が国の約束表における留保内容		例外
日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社※への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、5分の1未満		市場アクセス	安全保障を含む例外措
日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社※の取締役及び監査役は、日本の国籍を有する者 内国民待遇		内国民待遇	置を規定(第14条及び 第14条の2)

※1998年に国際電信電話株式会社法(KDD法)が廃止され、現在は存在しない。

投資関連協定(例: CPTPP ^(※1))	留保	種類·内容	例外
	6 (c) までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合	現在留保 (※2)	安全保障のための例
(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者	省の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。	・内国民待遇・経営幹部及び取締役会	外措置を規定(第 29.2条)
(c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本 式会社の取締役又は監査役に就任しては	電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株 ならない。		

- ※1これまでに我が国が締結した投資章を含む経済連携協定(EPA)及び自由化型投資協定においても基本的に同趣旨の留保を行っている。
- ※ 2 現行法令に基づく規制に関する留保であり、その内容を上回る規制を導入することはできない。

国際約束における安保例外の規定

GATS (WTO協定) 第14条の2 (安全保障のための例外) 1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを 定めるものと解してはならない。

- (a) 略
- (b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保 護のために必要であると認める次のいずれかの措 置をとることを妨げること。
 - (i) <u>軍事施設のため直接又は間接に行われる</u> サービスの提供に関する措置
 - (ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合 憲章に基づ、義務に従って措置をとることを妨げること。

CPTPP

第29.2条 安全保障のための例外 この協定のいかなる規定も、次のいずれか のことを定めるものと解してはならない。

- (a) 略
- (b) 締約国が国際の平和若しくは安全の 維持若しくは回復に関する自国の義務の 履行又は**自国の安全保障上の重大な** 利益の保護のために必要であると認める 措置を適用することを妨げること。

第15条 一般例外及び安全保障のための例外

- 1 収
- 2 第十二条 3 の規定に従うことを条件として、**この協定のいかな** <u>る規定も</u>、締約国が<u>次の措置を採用</u>し、又は<u>実施することを妨げ</u>るものと解してはならない。

各国との二国間投資協定(例:日ジョージア投資協定等(※3))

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) **戦時、武力紛争の時**その他の自国内又は国際関係における**緊急時にとる措置**
 - (ii) <u>兵器の不拡散</u>に係る国内政策又は国際協定の実施<u>に関連してとる措置</u>
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
- ※3 これまでに我が国が締結したその他の自由化型投資協定に おいても基本的に同趣旨の例外を設けている。

諸外国における通信事業の外資規制

● 諸外国での通信事業に対する外資等規制は、個別法(特殊会社法・通信法等)の有無など、国により様々。

(最近の動向について、事務局による調査結果を



で記載)

オーストラリア







韓国



カナダ



・テルストラ法に基づき、テルストラ社(1991年に国営事業体から民営化)に外資等規制が課されている。

(出資規制) 単独では5%未満、合計で35%未満までに制限(政府保有株式を除いたベースで計算) (外国人役員規制) 2分の1未満及び会長ではないことが要件



総量規制・外国人役員規制ともに、見直しの動きはなし

・通信法に基づき、公衆通信業務用無線局等の免許を取得する者に外資規制が課されている。

(出資規制) 直接出資:20%以下に制限(個別審査により、「支配」に当たらない水準まで出資可能)

間接出資:25%を超えると審査が必要(個別審査により100%出資も可能)

(外国人役員規制) なし

(その他) 外国事業者の線路の敷設免許の申請については、外交政策や通商上の懸念が考慮要素となっている。

- ・総量規制の遵守状況を把握・評価する制度を創設(2016年)
- 国際電気通信サービスに係る事業認可を保有する外国法人に対し、外国人出資比率の届出、株式保有や 事業運営に関する定期報告、10年毎の認可更新等を義務付ける規則案が提案されている(2023年)
- ・電気通信事業法に基づき、電気通信回線設備を設置する基幹通信事業者に外資規制が課されている。

(出資規制)49%以下に制限(OECD加盟国・FTA締結国からの投資は、個別審査により、49%を超えて出資することが可能) ※ただし、国内主要事業者であるKT(固定通信)とSKT(移動通信)は対象外とされている (外国人役員規制) なし



総量規制・外国人役員規制ともに、見直しの動きはなし

・電気通信法に基づき、**公衆電気通信事業者**に外資等規制が課されている。

(出資規制) 直接出資:20%未満に制限

間接出資:3分の1未満に制限

(外国人役員規制)役員の20%未満であることが要件

総量規制・外国人役員規制ともに、見直しの動きはなし

イギリス



フランス



- ・個別法(通信法等)に基づく、外資規制や外国人役員規制は存在しない。
 - 総量規制・外国人役員規制ともに、見直しの動きはなし
- ※各国とも、日本の外為法における対内直接投資に係る事前審査に相当する規律も存在
 - アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツにおいては、審査対象の拡大などの見直しを検討する動きあり

情報の保護に関する制度の例

法令	概要
電気通信事業法	 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の保護について規定 ※罰則あり 大規模な事業者に対し、特定利用者情報(通信の秘密、利用者を識別することができる情報)の取扱規程(社内ルール)の策定・届出、特定利用者情報の取扱方針の策定・公表、統括責任者の選任・届出等を義務付け ※各届出等の義務違反、社内ルールの遵守・変更命令に係る違反に対する罰則あり
個人情報保護法	■ 個人情報 の適正な取扱いに関し、事業者が遵守すべき義務等について規定 ※義務違反に係る命令違反、不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供に 対する罰則あり
外為法	■ 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の貨物の輸出や技術の提供を行おうとする者に対し、許可取得を義務付け(安全保障貿易管理) ※罰則あり■ 対内直接投資規制における個別投資審査に際して、国の安全の確保等に係る技術・情報の流出や目的外利用の可能性を考慮
不正競争防止法	■ 事業者が持つ秘密情報(<mark>営業秘密</mark>)が不正に持ち出された場合等の法的保護について規定 ※罰則あり
経済安全保障推進法	■ 安全保障上拡散すべきでない発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み等について規定(特許出願非公開制度) ※保全指定された発明の実施制限違反、開示禁止違反等に対する罰則あり
重要経済安保情報の保護 及び活用に関する法律案 ※国会において審議中	■ 重要経済基盤(重要なインフラや物資のサプライチェーン)の保護に関する政府保有の一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(重要経済安保情報)の保護について規定※重要経済安保情報の取扱者に対する適性評価あり ※漏えい時の罰則あり

(参考) これまでのWGでの主な意見①

検討課題1-1 現在のNTT法上の外資等規制の趣旨や保護法益について、どう考えるか。

○ 現在のNTT法上の総量規制の趣旨や保護法益について、どう考えるか。

(経済安全保障WGにおける事業者の主な意見)

- 安全保障上守るべきものが何なのか、時代の変化を踏まえ、通信事業全体を見て、特別な外資規制の対象について検討し、実現するための法体系や規制対象を整理すべき。 (NTT)
- 通信市場・技術の進展に伴い、通信手段はかつての固定電話独占からモバイルやインターネット中心へとシフトし、安全保障上、電柱・管路等の線路敷設基盤のみならず、データやモバイルの設備情報も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われている。(NTT)
- 国民負担で構築され、固定・モバイルを始めとした全ての通信の基盤となる「特別な資産」をNTTは保有している。このため、NTTに対しては、特殊会社として安全保障を確保するための特別な規制が必要。NTTの「特別な資産」は日本の通信の根幹であり、保全が重要な点は従前より変わらない。時代が変わり、むしろ多様な通信手段の土台になっているため、今のほうがより重要になっている。 (KDDI)
- あらゆる通信を支える基盤である「特別な資産」は、NTTしか持ち得ない国民の財産であり、特別に保護が必要なもの。 (ソフトバンク)
- NTT東西の「特別な資産」は、競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産。我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線を問わず依存せざるを得ない。引き続き「特別な資産」が通信の基盤であり続け、新しい通信サービスの提供にも不可欠であることから、NTT法の必要性は現代でも変わらないと認識。「特別な資産」を承継したNTTの我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性の確保の観点から、規制が設けられている。(楽天モバイル)

(経済安全保障WGにおける構成員の主な意見)

 NTT法の総量規制は、電気通信事業が市民生活に不可欠なインフラであり、国の安全に関わることから、外国人等がNTTの経営上の 意思決定に一定以上の影響力を及ぼすことの制限を目的とするものであって、この点が保護法益。経済安全保障がクローズアップされる 今日でも、引き続き重要な価値である。NTTの設備は我が国の電気通信の基幹インフラであり、その事業の適切な運営の重要性は今も 失われていない。(渡井主査代理)

(参考) これまでのWGでの主な意見②

検討課題1-2 NTTに対する個別審査と総量規制の在り方について、どう考えるか。

○ NTTに対する総量規制が必要、有効なのか。事業活動の自由や投資の自由とのバランスについて、どう考えるか。

(経済安全保障WGにおける事業者の主な意見)

- 総量規制は積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであり、NTTに対するマーケットから見た魅力が毀損される(議決権を有する株式と有しない株式が発生し得るため不平等)。(NTT)
- 総量規制があるということもあって現在の株式保有比率にとどまっているという側面もあり、外国人投資家が実際には閾値を超えて投資してこないため、どのくらいの機会損失があるのかを量的に示すのは難しいが、潜在的な不公平が生じ得る状況自体が投資としての魅力を削いでおり、デメリット。(NTT)
- IR等で外国人投資家と触れ合っているが、これ以上の投資を受けることでリスクが高いと感じていることは現状ない。外国からの投資の総量が問題というよりは、どのような投資家の方からの投資かということの方がリスクを左右する。(NTT)
- 外国の影響力に対する経営の自主性の確保は不可欠。外資に対する総量規制(NTT法第6条)は維持すべき。(KDDI)
- 一般的には全ての事業者の経済活動の自由は確保すべきだが、NTTについては、特別な資産を保有するため、安全保障の観点で総量規制がどうしても必要。 全部の事業者に規制のかかる一般法ではなく、今のNTT法を維持するのが合理的かつ現実的。(KDDI)
- 一般的な規制に加え、NTTの有する特殊性を踏まえ、「通信主権」確保のためNTT法による個別の規制が課されている。「特別な資産」が脅かされる事態を未然に防ぐため、NTTに対する総量規制などの維持が必要。(ソフトバンク)
- NTT法の外資規制を緩和せずとも、規制対象外のグループ企業によるグローバルかつ多様な観点での経営・国際競争力強化は可能。(ソフトバンク)
- 5 G時代においても引き続き「特別な資産」が通信の主たる基盤であり続け、我が国の全ての事業者の通信サービスの提供に不可欠であることから、総量規制によるNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保は引き続き重要。(楽天モバイル)
- NTTの役割やNTTのみが保有する特別な資産を踏まえれば、我が国の安全を確保するため、外国投資家が保有するNTT持株株式総量を規制する措置が必要。(LINEヤフー)

- 現在の総量規制という外資規制がNTTの事業活動上の戦略を立てるために制約になっているのか。(山本主査)
- 総量規制は、一定の比率を設けて客観的に行うもので、公共性の高い産業について、外国の参入に一定の歯止めをかけようとするもの。NTTの経営の自主性を 図るという趣旨が認められ、メリットをもたらす要素があると捉えることができる。(渡井主査代理)
- 線路敷設基盤については、外資規制だけでなく、NTTが勝手に処分することを防ぐルールも検討すべきではないか。(相田構成員)
- 「特別な資産」としての基盤、インフラの保護をするという目的に対して、総量規制が有効な手段であるかということについての論点の掘り下げが重要。 (神保構成員)
- 株主総会の特別決議を実現し得る3分の2以上の多数を確実に確保するために、外国人投資家を3分の1未満にする現状の規制は、経済安全保障の観点から非常に説得力がある。(田島構成員)
- NTTに関する総量規制と外為法での個別審査は、比較的目的に沿って有効に機能しているのではないか。(根本構成員)

(参考) これまでのWGでの主な意見③

検討課題1-2 NTTに対する個別審査と総量規制の在り方について、どう考えるか。

○ 外為法の個別審査の強化により総量規制を代替することは可能なのか。

(経済安全保障WGにおける事業者の主な意見)

- 外国からの投資を促進しつつも不適切な支配的投資は防止する観点から、個別の投資審査を強化すべき。海外では総量規制ではなく、不適切な影響の排除に焦点を当てた個別審査を強化する潮流。(NTT)
- 必ずしも完全に同じ効果を期待できなくても、経済安全保障の観点で現在懸念されているリスクに対処できれば足りると考えており、総量規制を完全に代替することにこだわることなく、必要なリスクについて対処可能なのか、どこまでのリスクを避けていくべきかという観点で検討すべき。(NTT)
- 外国の影響力に対する経営の自主性の確保は不可欠。外為法だけでは実現できず、NTT法との組合せにより確保すべき。(KDDI)
- 海外からの投資促進あるいは日本からの投資を考えたときに、外為法の規制強化は、海外との交渉もあり実現性の観点で疑問。(KDDI)
- 外為法の規定では、NTT法で期待する効果を代替できず、一方で外為法の強化による対応は、投資家離れの問題や国際協定との関係でハードルが高いとの認識であり、NTT法による外資規制を維持することが合理的かつ必要。(ソフトバンク)

- 国際関係に関わってくることから、ここで目指すべき方向を言っても、およそ実現可能性がないということになると、今どうするのかという問いに対して答えたことにならない。(山本主査)
- 仮に外為法を強化して、例えば、電気通信事業者に対して事前免除を排除するという策をとったとしても、NTT法の総量規制を外為法の投資規制によって代替することは難しい。外為法の審査は、国籍に注目したものにはなっておらず、居住要件であるという点に加えて、NTT法の保護法益である電気通信事業の適切な運営という点が必ずしも明確に考慮要素となっているわけではない。(渡井主査代理)
- 外為法を強化した場合には、資本移動の自由化の原則をはじめ、国際協定との整合性が問題となり、さらには、日本政府の投資をめぐる政策との整合性も問われる。(渡井主査代理)
- 外為法の規制によるNTT法の規制の代替は、目的、規制の方法が違うため難しく、両規制が並立する意義が存在。(田島構成員)
- 総量規制は、もし外為法にするならば、どういう形でNTT法の部分をカバーするのか。(手塚構成員)
- 外為法は、我が国に居住する外国人は規制の対象外となるため、国籍に基づき規制するNTT法の総量規制の代替は困難。我が国の株式市場へのインパクト や対日投資促進への冷や水、国際約束との関係などから、事前届出免除制度の撤廃というNTTの案は、実現が難しい。(財務省)
- 国際約束上、自由化を約束しているものについては、規制強化の方向に進む場合には、今行っている留保の範囲で制度設計をしていくか、安全保障例外や一般例外といった例外規定で国際約束との整合性を確保することが必要。(外務省)

(参考) これまでのWGでの主な意見④

検討課題1-3 NTTに対する外国人役員規制の更なる緩和や撤廃について、どう考えるか。

○ NTTに対する外国人役員規制について、他の代替措置を講ずることの可否を含め、更なる緩和や撤廃をする ことについて、どう考えるか。

(経済安全保障WGにおける事業者の主な意見)

- 第一次答申において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な運営に資すると考えるが、外国人役員規制については、外 資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要。 外国人役員規制の在り方については、外資規制の議論を踏まえた上で検討すべき。(NTT)
- NTT法の緩和の効果・影響について総務省による検証が必要。(KDDI)
- NTTの外国人役員規制の一部緩和に伴い、「特別な資産」が毀損されることのないよう保護する措置(迅速に是正可能とする措置が必要など)が必要。(ソフトバンク)
- NTTの外国の影響力に対する経営の自主性の確保は引き続き重要であり、現在国会審議中の外国人役員規制の緩和は、アクティビストからの非効率な事業の売却や資産の売却の要求等に対し規律が機能するか、継続してモニタリングが必要。
 (楽天モバイル)
- NTTのみが保有する特別な資産は、我が国の中でも特に重要性の高い社会基盤であり、引き続き一定の外国人役員規制を課すことに合理性があると考える。(LINEヤフー)

- 外国人役員規制については、有為な人材を広く外国人からも登用する必要性はあり、外国投資家による出資を誘引して事業の発展を 図り、同時にその福利を広く国民に還元するためにも、一定割合では緩和すべき。経済安全保障の観点から会社の支配権を確実に確 保するためには、代表権がない平取締役として取締役総数の3分の1未満程度の人数枠で外国人取締役を容認するのが、現段階で は合理性を持っている。将来的には、制度の安定的な運営を見極めながら、取締役総数の2分の1未満までは、代表権のない形で開 放する余地はあり得る。(田島構成員)
- コーポレートガバナンスコードでも、役員の多様化を重視している。コーポレートガバナンス強化による経営のグローバル化に、外国人役員規制が若干制約になっている印象。(根本構成員)

(参考) これまでのWGでの主な意見⑤

検討課題 2 NTT以外の主要事業者に対する規制について、どう考えるか

○ NTTとNTT以外の主要事業者が担う役割の異同について、どう考えるか。

(経済安全保障WGにおける事業者の主な意見)

- 外資規制の検討に当たっては、経済安全保障の観点から『通信の安定的提供の確保』と『通信事業者が保有・管理する様々な情報の安全性確保』の両面を考慮すべき。(NTT)
- 通信市場・技術の進展に伴い、通信手段はかつての固定電話独占からモバイルやインターネット中心へとシフトし、安全保障上、電柱・管路等の線路敷設基盤のみならず、データやモバイルの設備情報も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われている。(NTT)
- 国民負担で構築され、固定・モバイルを始めとした全ての通信の基盤となる「特別な資産」をNTTは保有している。このため、NTTに対しては、特殊会社として安全保障を確保するための特別な規制が必要。NTTの「特別な資産」は日本の通信の根幹であり、保全が重要な点は従前より変わらない。
 (KDDI)
- あらゆる通信を支える基盤である「特別な資産」は、NTTしか持ち得ない国民の財産であり、特別に保護が必要なもの。(ソフトバンク)
- NTT東西の「特別な資産」は、競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産。我が国のあらゆる電気通信サービスは 固定・無線を問わず依存せざるを得ない。引き続き「特別な資産」が通信の基盤であり続け、新しい通信サービスの提供にも不可欠であることから、NTT法 の必要性は現代でも変わらないと認識。(楽天モバイル)
- 電電公社から承継したNTTの資産は、他の通信事業者と同列に扱うことはできない。(LINEヤフー)

- 線路敷設基盤に関しては、経済安全保障の観点からの保護の必要性は非常に顕著。(田島構成員)
- 全くNTTと他事業者が同等のような規制をするという点は違うのではないか。線路敷設基盤等は非常に重要なポイント。特別な資産についてはNTTがほとんど 持っており、他事業者はその上に乗っかってビジネス、事業をしている側面があることから、そこの切り分けを議論していく必要があるのではないか。(手塚構成員)

(参考) これまでのWGでの主な意見⑥

検討課題2 NTT以外の主要事業者に対する規制について、どう考えるか

○ 経済安全保障の重要性の高まりを踏まえた、主要事業者全体に対する規制の在り方について、どう考えるか。

(経済安全保障WGにおける事業者の主な意見)

- 近年の情報通信の経済安全保障上の懸念の高まりに鑑み、主要通信事業者を対象に、懸念国や懸念企業の支配力強化を排除する個別の投資審査 強化を検討すべき。仮に経済安全保障政策上、総量規制を残すことが必要ということになれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、主要通信事業者全体を 対象とする法律で実現できる内容を検討すべき。(NTT)
- 外国人役員規制については、外資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要。NTTに対する外国人役員規制の緩和や撤廃に向けて今後議論していく際は、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべき。(NTT)
- NTT以外の事業者に総量規制・外国人役員規制を導入した場合、海外からの投資促進、資本の調達の妨げとなる。また、他国も同様の措置をとることにより、日本企業による海外投資への妨げになる。(KDDI)
- レイヤーに応じて必要な規制を設けている現状の法制度・法体系は、自由な事業展開と安全保障のバランス確保の観点でも合理的。(ソフトバンク)
- 経済活性化と安全保障とのバランスが重要であり、対日投資の足かせとなるNTT以外への外資規制強化は過剰。外資規制の強化は、相手国からの同種の規制を招く理解であり、NTT含む国内企業の国際展開に支障となる。外資規制などの規制強化は我が国の国際競争力にとって逆効果。(ソフトバンク)
- 経済安全保障推進法により、自社設備の審査を受けるなどの経済安全保障に必要十分な規律がMNOにおいても課せられていると認識。(楽天モバイル)
- 総量規制は「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保が目的。NTT以外の事業者への総量規制の導入は過剰規制であり、 新規参入・公正な競争を阻害し、ひいては電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保や既存株主の取引をも阻害するおそれ。また、対日直接投資 に悪影響を与えるのみならず、相互主義の観点で、相手国における日本からの投資受入の公正性を棄損。結果、日本企業のグローバルな事業展開を阻 害する懸念。(楽天モバイル)
- 外国人役員規制は「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保が目的。NTT以外の事業者への外国人役員規制の導入は 過剰規制と考える。取締役会の「国際性」ひいては多様性が損なわれ、実効性確保の障害になるおそれ。(楽天モバイル)
- 国際的な競争力を確保するため、過度に外国投資家による投資を規制すべきではない。(LINEヤフー)
- グローバル市場における競争を阻害するほか、取締役会構成の多様性を失わせる結果となる、外国人役員規制は強化されるべきではない。(LINEヤフー)

(参考) これまでのWGでの主な意見?

検討課題 2 NTT以外の主要事業者に対する規制について、どう考えるか

○ 経済安全保障の重要性の高まりを踏まえた、主要事業者全体に対する規制の在り方について、どう考えるか。

- 情報の保護については、営業秘密や個人情報の保護に関する既存の法律もあり、最近ではセキュリティ・クリアランスの導入も進められている。電気通信事業者に対する外資規制という場合には、日本の電気通信事業の適切な運営、ひいてはNTTの経営の自主性の確保が中心になるのではないか。 (渡井主査代理)
- 規制を強化して保護を強化すれば安全になるかもしれないが、事業の効率性とのトレードオフの関係が生じるため、最適な規制の在り方について不断に見直していくことが重要。保護を強化すれば安全になるというわけではなく、攻撃、リスクを受けたとしても、強靭又は代替性があれば、システムの健全性が維持されるため、より多くの冗長性を持つことで安全を担保することを組み合わせて制度を構築することが重要。(神保構成員)
- 外資規制、外国人役員規制は、NTTの特殊性、すなわち基幹的な事業者として線路敷設基盤等を所有するという特殊性からの議論がベースになってのものである。NTTと平仄をそろえて他事業者を規制するのは時代に逆行する流れであり、国民的・国家的利益にもかなわないのではないか。(田島構成員)
- 外為法や経済安全保障推進法等がある中、現に外資の不適切な影響を受けているのか。現在の個別審査で懸念のある投資は排除されているか。 (根本構成員)
- 多くの外国人投資家は、何かを乗っ取ろうとか、経営を左右したいというよりは、純粋投資としてやっている。最近はパッシブ投資が主流で、一定の時価総額に応じて広く企業に投資するという形をしており、そういう資金の健全な流れや、外資による市場の規律、コーポレートガバナンスの強化というプラス面と、非常に重要な経済安全保障とのバランスをどのように取っていくのかが問題。(根本構成員)
- 国際約束との関係につき、例えばWTOでは、主要事業者への外資規制強化のために、自由化約束の撤回となる、約束表の修正を行う場合には、加盟国と 補償的な調整(注:他分野の自由化)について合意すべく交渉を行う必要がある。(外務省)